

News Letter vol.7

Contents

- 弁護士コラム 5年前の残業代の請求を受ける時代の到来(後半) 弁護士 伊山 正和
- 弁護士コラム 改正民法が施行されました！ 弁護士 拾井 美香
- 弁護士コラム 改正民事執行法が施行されました！ 弁護士 船岡 亮太
- 弁護士コラム 家族信託を活用した認知症等による財産凍結リスク回避策 弁護士 野崎 隆史

Topics Column

5年前の残業代の請求を受ける時代の到来(後半)

3. 賃金債権の消滅時効期間は「2年間」ではない時代

短期消滅時効の対象となっていた債権は、医師や弁護士が患者や依頼者に対して有している報酬請求権等、多くの人にはあまり関係がないものが多く含まれているように見えますが、給料制で働いている人の賃金債権についても、民法上は1年間の短期消滅時効の対象とされていました(民法174条1号)。

しかし、1年間の期間では短すぎるということで、労働基準法で特にその期間が2年に延長されており(労働基準法115条前段)、これまでは労働者が会社に対して、未払賃金等を請求できる期間は2年であるとされていました。

ところが今回、民法改正により短期消滅時効の制度自体が廃止され、これに合わせて制定された労働基準法の一部を改正する法律により、2020年4月1日から、**賃金債権の消滅時効の期間が、債権者である従業員が権利行使をできることを知ったときから5年(当面3年)になりました。**

2020年3月31日以前に発生した賃金債権については、従前どおり、2年の経過によって消滅時効の対象となります。しかし、2020年4月1日以降に発生した賃金債権は、3年を経過するまでは消滅時効の対象となりません。もし、未払残業代が生じないように十分な態勢が整えられていなかったならば、3年前に退職した従業員から、**3年分まとめて残業代の請求がなされる可能性**があります。

しかもその請求には、たとえ従業員の都合で請求が遅くなった場合であっても遅延損害金の請求も付加され、とても理不尽な思いを強いられることにもなりかねません。

弁護士

伊山 正和



4. 5年前の残業代の請求を受ける時代の到来？

どの企業でも、契約に基づいて、所定の賃金を定期的に支払うことは当たり前のこととして実践しているので、賃金の未払いなどは、ごく例外的なことだと思えるかもしれません。

しかし近時、ふとしたボタンの掛け違いから、特定の従業員との間でトラブルが生じ、これをきっかけに、残業代が未払いであった、という請求がなされる例が頻発しています。

会社側とすれば、就業規則や雇用契約に則って、きちんと賃金を支払っていたつもりであっても、労働基準法の複雑な解釈適用によって、たとえ就業規則や雇用契約に則っていても、労働基準法や裁判例の考え方によれば、結果的に残業代が未払いの状態に至っているとして、**予期せぬ支払義務**が課される例がとて多くみられます。

たとえば、固定残業代として定額を支払っている例をよく見かけますが、これが有効となるためには、**基本給部分と残業代部分を明確に区分**する必要があります。もし、これらの区分が曖昧だと、固定残業代のつもりで支払っていた分も基本給として扱われ、結局、残業代は全く支払われていないこととされてしまいます。

この数年、残業代をめぐるトラブルは増加の一途をたどっています。賃金請求権の時効期間が3年とされるのは、あくまでも「当面の間」のことであり、近い将来、5年前の残業代の請求を受ける時代が訪れます。賃金規程に思わぬリスクが潜んでいないかのチェックを、是非ともご用命ください。

改正民法が施行されました！

2020年4月、120年ぶりに改正された民法が施行されました。今回の民法改正は企業の契約実務にも大きな影響を及ぼすこととなります。以下、企業経営の観点から改正のポイントを解説したいと思います。

1. 法定利率の改正 利息は、契約当事者の合意によって自由に設定することができますが(利息制限法等による制限はあります)、当事者間に合意がない場合、法定利率が適用されます。改正前民法では、法定利率は年5%(商行為については年6%)と定められていましたが、**今回の改正により法定利率が一律年3%に引き下げられ**、3年毎に一定のルールに従い、見直しを行う変動制が導入されました。

2. 保証制度の改正 今回の改正により保証の要件・手続が厳格になりました。個人保証の場合、保証契約前の1か月以内に、保証人本人が公証役場に行き、**保証意思を宣明する旨の公正証書を作成することが要件**となりました。また、債務者が事業に関する保証を依頼する場合、保証人に対し、**財産や収支の状況を開示することが必要**となりました。債務者が財産等の開示を怠った場合、又は開示した内容に虚偽が含まれていた場合、保証人によって保証契約が取り消される場合があります。

3. 時効制度の改正 改正前民法では、消滅時効の期間は取引の内容によって異なっていましたが、今回の改正により、取引内容にかかわらず、**①権利を行使することができることを知った時から5年間**、**②権利を行使することができる時から10年間に統一**されました。また、改正前の「時効の停止」という用語が「完成猶予」(時効の完成を一定期間猶予)、「時効の中断」という用語が「更新」(新たな時効期間の進行)に改められました。

さらに、当事者間の書面等による合意によって、時効の完成を1年の範囲内で遅らせることができる制度も新設されました。

4. 定型約款について 電気・ガス等の供給、宿泊、保険、運送等の定型サービスを提供する事業者が不特定多数の利用者と取引を行う場合に適用される条項の総体を、今回の改正により「定型約款」と呼び、**定型約款を契約内容とする旨合意するか、又は定型約款を準備した者が予めその定型約款を契約内容とする旨を相手方に表示していたときには、定型約款の個別の条項について逐一合意しなくても、その有効性を相手方に主張することができます**。ただし、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するなど、相手方の利益を一方的に害する条項は合意しなかったものとみなされます。また、事業者が

弁護士

拾井 美香



定型約款の変更を希望する場合、内容が相手方の利益に適合すること、変更の効力発生時期や変更内容をインターネットなどで周知すること等の要件を満たすことにより、相手方に対し変更の効力を及ぼすことができます。

5. 売買の危険負担のルール改正 改正前民法では、特定物(中古車など個性に着目して取引の対象になっている物)の売買に関し、目的物が引渡しまでに損傷したり、滅失したりした場合、売主に落ち度がない限り、買主が危険を負担し、売主に代金全額を支払わなければなりません。これに対し、改正民法では、**目的物の引渡しにより危険は売主から買主に移転し、同様の状況でも、買主に落ち度がない限り、代金の支払いを拒むことができる**ようになりました。

6. 売買の担保責任に関する改正 特定物の売買において、目的物に瑕疵(欠陥)がある場合、改正前民法では、買主は売主に対し、損害賠償及び契約解除しか請求できず、目的物の修理や代替物の引渡しを求めることはできませんでした(瑕疵担保責任)。これに対し、改正民法では、「契約不適合責任」という制度が導入され、**買主は売主に対し、損害賠償及び契約解除に加え、修理などの追完請求、代金減額請求ができる旨の規定が明文化**されました。

7. 契約解除に関する改正 改正前民法では、契約解除は責任に対する制裁的なものと理解されていましたが、改正民法では、解除は当事者を契約の拘束から解放するための手段として位置づけられました。具体的には、**契約上の義務に違反した者(債務者)に責任がない場合でも、債権者は契約を解除できる**ようになりました。また、契約違反があった場合でも、その違反が軽微な場合、解除ができなくなりました。

8. その他の改正 請負や賃貸借に関する規定も改正されています。今回の民法改正は、企業の契約実務に大きな影響を及ぼすものとなっています。これまで企業において使用していた契約書のひな形は改正民法に対応したものになっていない可能性があり、契約書のひな形を見直しが必要になってきます。当事務所では、民法改正及び契約実務に精通した弁護士が契約書の見直し業務を行っていますので、ご心配な場合には当事務所にご相談ください。

改正民事執行法が施行されました！

1. 民事執行法の改正 民法が約120年ぶりに改正され、2020(令和2年)4月1日から施行になっていることは、皆さんもよくご存知かと思います。しかし、改正されたのは民法だけではありません。2019(令和元)年5月10日、民事執行法の一部を改正する法律(以下「新法」といいます。)が成立し、改正民法と同じタイミングで、本年4月1日から施行になっています。

2. 民事執行法って？ そもそも民事執行法とは、どういう法律でしょうか。例えば、取引先が売掛金を払ってくれない場合、最終的な法的手段としては、裁判を提起することになります。民事裁判において、どういった根拠でお金を払ってもらう権利(これを「債権」といいます。)が発生するのか、そのルールを定めているのが民法です。他方、民事執行法は、裁判で勝訴した後、実際にどうやってお金を回収するのかを規定しています。具体的には、**債務者の財産を差し押さえ、その財産をお金に換え、債権回収を実現する手続**について定められています。今回は、改正民事執行法のうち、債権回収の実務に大きく影響するポイントについて解説します。

3. 情報取得の制度 債務者の財産を差し押さえるためには、債権者の方で、債務者の財産を特定しなければなりません。不動産であればその所在や地番、預貯金であればどの金融機関のどの支店か、を特定する必要があります。債務者の財産について何も情報がなければ、差し押さえをすることができないので、せっかく勝訴判決をもらっても、その判決書は、ただの紙切れにすぎません。そこで、**今回の改正では、債権者が債務者の財産についての情報を取得できる制度が新設されました**。具体的には、以下の3つです。

①登記所からの不動産情報 債務者が、日本全国のどこかに不動産を所有していないか、その情報を登記所から取得できるようになりました(新法205条)。もともと、2020(令和2)年4月1日時点では、まだこの制度は使えません(新法の「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない」(附則5条)とされています。)

登記所では現在、「物件ごと」に情報が管理されており、「人ごと」に管理されているわけではないため、新法に対応するための準備期間が必要ということです。また、この制度を使うためには、後述する「財産開示」手続を先にする必要があります(財産開示日から3年以内。新法205条2項)。

弁護士

船岡 亮太



②市町村等からの勤務先情報 債務者の給与を差し押さえる場合は、債務者がどこに勤めているかを知る必要があります。**市町村や日本年金機構等から、勤務先に関する情報を取得できるようになりました**(新法206条)。ただし、この制度を使うことができるのは、養育費等の債権者や、生命・身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者に限定されていることに注意が必要です。

なお、これも①と同様、「財産開示」手続を先にする必要があります(新法206条2項)。

③金融機関からの預貯金口座情報 銀行、信金、労金、信用組合、農協、証券会社等から、債務者が預貯金や上場株式、国債等を保有していないかの情報を取得できるようになりました(新法207条)。これは、上記①②と違い、「財産開示」手続を先にする必要はありません。

4. 財産開示制度 債務者の財産を特定する前提として、従来から「財産開示」手続というものが存在していました。これは、債務者を裁判所に呼び出し、財産に関する情報を陳述させる手続です。しかし、債務者が裁判所に出頭せず、あるいは虚偽の陳述をした場合の制裁は非常に弱く(30万円以下の過料)、実効性の乏しい制度でした。利用実績は年間1000件ほどであり、使ったことがない弁護士も多いと思います。

今回の改正では、**不出頭や虚偽陳述の場合の制裁が、刑事罰(6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金)になりました**(新法213条5～6号)。裁判所の呼び出しを無視したり、財産状況について嘘をついたりした債務者は、最悪の場合、刑務所に行くこともあり得るということです。また従来、財産開示の申立てができる債権者は、確定判決等を有する債権者に限られていましたが、仮執行宣言付き判決や公正証書といった債務名義の場合でも、申立てが可能になりました(新法197条1項)。

5. まとめ 今回の改正により、「裁判で勝訴したのにまだ債権回収が実現していない」ケースに、動きがあるかもしれません。

心当たりのある方は、ぜひ一度ご相談ください。

我々弁護士も、新たな制度を積極的に駆使しながら、それらの実効性について検証を重ねていきたいと思っています。

家族信託を活用した認知症等による 財産凍結リスクの回避策

弁護士

野崎 隆史



1. ご相談の概要

私は、空家やマンションを賃貸したり、空地を駐車場にしたりして生計を立てています。私には妻と3人の子がいますが、幸い家族関係は良好です。私は75歳。まだまだ現役世代に負ける気はしません。ただ一つ心配なのは認知症。私の認知能力が問題になり、財産が事実上凍結されてしまうと、私も妻も生活に困ってしまいます。

2. 家族信託という選択

万が一認知能力に問題が生じたような場合、成年後見を申し立てることが考えられます。しかし、成年後見は財産の保全を第一としますので、財産の活用には向きません。必ずしも家族が成年後見人になれるとは限りませんし、家庭裁判所への毎年の報告も煩瑣かもしれません。そこで、家族信託はいかがでしょうか。家族信託は、ご自身の財産を、ご自身が信頼できる家族等に託し、ご自身の考えに従って管理や処分を任せる仕組みです。

3. 家族信託の流れとメリット

まず、

- ① どのような目的で
- ② 誰に
- ③ どの財産を任せるのか

をイメージしてください。たとえば、Xさんが、①自分の認知力低下後の生活の安定、自分の死後の妻や子のための財産管理、円滑な相続や事業承継、資産の有効活用等の目的で、

②後継者であるAさんに、③収益不動産を任せるとします。

次に、それに沿って信託契約を結びます。先程の例ですと、XとAとの間で、委託者をX、受託者をA、受益者をX、信託財産をXの収益不動産とする信託契約を結びます。

こうしておきますと、収益不動産に関する経費の支払い等の管理や運用等について、受託者Aが自分の判断で処理できるようになります。これで、委託者の認知能力を心配することなく、受託者が自分の権限で財産を管理・処分を継続することができ、大変便利です。Xが元気なうちは受託者をXとしてできるだけ長くXが差配できるようにしつつ、Xに元気が無くなった場合にはスムーズにAに受託者の地位を引き継ぐという方法もあります。Xが死亡しても信託を終了させず、Aの次の代までつなげることも可能ですので、収益不動産を分散させずに引き継ぐこともできます。

また、重要な財産の処分行為について弁護士等の信託監督人の同意を得なければならない規定を設けておけば、常に専門家がサポートできる体制が整いますので、XやAが騙されたり、不正に陥ったりすることを防ぐことができ、安全性が高まります。

4. まとめ

信託は、成年後見や遺言よりも自由度が高く、大変有用です。アイデア次第でニーズに応じた様々なアレンジが可能ですので、ぜひご相談ください。



▶地下鉄東西線「京都市役所前」駅16番出口より徒歩3分

▶京阪電車「三条」駅12番出口より徒歩10分

京都総合法律事務所

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角

河原町二条ビル5階 TEL：075-256-2560 / FAX：075-256-2561

法律相談のご予約はこちら！
新規予約専用ダイヤル

075-256-2560